

韓国労使関係の新たな実験（下）

労使政委員会の成果とその評価

尹 辰 浩 / 金 元 重 訳

序 論

労使政委員会の背景と進行過程

1 第1期労使政委員会の背景と進行過程

2 第2期労使政委員会の背景と進行過程

労使政委員会の性格、構造、成果

（以上、492号）

労使政委員会をめぐる経済主体の立場

労使政委員会に対する評価

1 労使関係への介入をめぐる論争

2 労使政委員会への労働組合の参与をめぐる論争

結 論

参考文献

（以上、本号）

労使政委員会をめぐる経済主体の立場

1. IMFと外国資本

前に見たようにIMFは韓国政府との間で締結した救済金融協約で、労働市場の柔軟化措置を要求し、韓国政府との分期別協議を通じてその履行状況を点検している。IMF管理体制を象徴するこうした状況は、韓国政府や企業はもちろん、労働組合にまで大きな規制力を発揮している⁽²¹⁾。

単なる労働市場の柔軟化の要求を超えて、経済の開放化、規制緩和の実施を迫るIMFと外国資本

(21) これをCrotty (1998) は次のように表現している。「IMFの韓国経済に対する介入の幅と深さは類例のないほどである。米国の圧力の下でIMFは、危機を克服しようとする韓国の努力過程にパートナーとして支援するというよりも、まるで占領軍のように行動してきた。IMFは東アジアモデルを完全に破壊し、これを新自由主義的な制度と慣行に置き換えることを要求した。これは米国が過去数十年間韓国に強要してきたが、これまで部分的にしか成功しなかったところの転換なのだ」

の要求は、労働にとって不利な要因として作用している。しかもこうした要求はいわゆるグローバル・スタンダードという名分を掲げているため、国際資本に対し脆弱な立場にある韓国としては拒否できない規制力を持っているのである。解雇規制など労働市場の硬直性が外国資本の流入を抑制しているという主張に基づいて、整理解雇と勤労者派遣制の導入を要求し、貫徹させたのは、その典型的な例だといえよう。

IMFと外国資本が目標としているのは、究極的には韓国経済をアングロサクソン型経済に転換させることである⁽²²⁾。しかしIMFのこうした要求は、いろいろな点で問題を引き起こしている。第1に、IMFの圧倒的な規制力の下で国家の自立的政策能力が剥奪され、その結果、外国資本の利益に国益が従属する結果をもたらすという点である。第2に、韓国経済、特に労働市場に固有な特徴のなかには、アングロサクソン型経済および労働市場の特徴と異なる要素が多く存在するのでIMFが要求するアングロサクソン型経済への転換は困難であり、その過程で多くの対立と混乱が生じるということである。つまり終身雇用制、対立的労使関係と戦闘的労働組合の存在、セーフティネットの未整備などは、アングロサクソン型労働市場とは異なる韓国の特殊性であるといえるが、こうした特殊性を無視した労働市場改革は多くの混乱と対立をもたらしている。第3に、アングロサクソン型労働市場への転換過程が主として解雇規制の緩和、勤労者派遣制など労働市場の硬直性緩和＝大量解雇の形で進められているために、労働者だけが一方的に苦痛を引き受ける結果をもたらすことになり衡平性の側面で問題となる点である。

IMFは公式的には、韓国の労使政委員会が労使間の協議を通じて通貨危機克服に大きく寄与したと評価している。しかし、上でみたように開放化、市場化、柔軟化を要求するIMFおよび国際金融資本の基本的立場は、階級間の妥協にもとづいた制度化をつうじて市場の無分別な横暴を制約しようという社会的合意主義とは基本的に対立するしかないものである。

しかし、一方でCortty (1998) が指摘しているように、IMFと国際金融資本がもっとも憂慮しているのは、IMFが強要する新自由主義的改革に対する労働界および民衆の抵抗により社会的混乱が引き起こされる可能性なのであり、労働界はこれを逆手にとって国家に対する交渉力を高めることができる。労働界が労使政委員会の場を飛び出して正面抵抗を挑む場合、IMF危機局面の下で政府はかつてのように労働運動に対して強硬対応政策を使うことが難しくなったからである。

2. 政府

IMFの韓国に対する要求は、現政府によってほとんど100パーセント受け容れられた。アジアの経済危機の原因は国際投機資本の陰謀だ、として国際投機資本の規制を主張するマレーシアのマハティール首相とは異なり、金大中政府は、IMFと国際金融資本の要求に忠実に従うことが韓国経済回生の道だと見ており、実際にそうした政策を実行している。現政府のこうした態度がアングロサクソン型経済への転換をいっそう促進させる要因になっている。

そうした面で現政府の経済政策および労働政策の基本的性格は、新自由主義的政策であると見てよいであろう。しかし現政府の政策を新自由主義的政策一色として評価するのはあまりにも単純化

⁽²²⁾ 金尚祚 (1999) ; 金炯基 (1999)。

した評価である。むしろ一方では、新自由主義的な労働市場柔軟化政策を、そして他方では、コーポラティズムの要素である労使政委員会と失業対策を同時に進めていることにも現れているように、金大中政府の労働政策は、相互に矛盾した要素が錯綜しながら少なからぬ混乱と矛盾、そして脆弱性を露呈していると見なければならぬ（²³）。

金大中政府は、その基本理念として「民主的市場経済」を掲げている（²⁴）。しかし「民主」と「市場」という二つの異質的要素を結びつけたこの概念は、少なからぬ相互矛盾と混乱を引き起こしている（²⁵）。しかもこの二つの価値のうち本質的に「市場」がより強調され、「民主」という用語はややもすると単なる修飾語にすぎず、その実質的内容は何もない存在に転落してしまう危険性すら抱えている。

ただし、労働政策においては、英国のサッチャー政府や米国のレーガン政府において見られたような新自由主義的政策が体系的で一貫性をもって推進されているとはいえない（²⁶）。むしろ一方では、新自由主義的な労働市場柔軟化政策をしながらも、他方では階級妥協体制である労使政委員会を設置しているところにも現れているように、互いに矛盾した諸要素が入り混じっており、そのため少なからぬ内部矛盾と混乱、そして脆弱性をさらけ出している、というのがより正確な評価だろう。労使政委員会と関連しても、「民主」が強調されると労使政委員会の位相が高まり、合意事項の履行可能性が大きくなるが、次に「市場」が強調されるとその位相が弱まり、合意履行が立ち消えになる過程を何度も繰り返した。このように「民主」と「市場」間の相互対立、矛盾、そして一貫性の欠如（²⁷）などが金大中政府の労働政策のもっとも重要な特徴になっているのである。

一方、金大中政府自体の脆弱性もまた、政策の混乱と矛盾および一貫性の欠如をもたらしたもう一つの要因である。金大中政府は相対的に中道改革的性格を持った「新政治国民会議」と保守的性格が濃い「自由民主連合」の共同政権として誕生した。政府発足当初、経済分野の閣僚は自民連が、非経済分野の閣僚は国民会議が受け持つことにしたため、金大中政府の経済政策は初めから強い保守性ないし親資本的性格を帯びようになった。しかもIMF管理体制下で経済政策の自律性が制約され、国会内では与小野大の勢力状況であった点、そして財閥など既得権層が改革政策に強く反発した点など、いろいろな要因によって金大中政府は、改革政策を力強く推進することができなかった。

こうした金大中政府の脆弱性はまた、官僚に対する過度の依存を生み出すことで、もう一つの歪みをもたらした。政治的基盤が弱い状況の中で金大中大統領は、政策の樹立、執行を官僚に大きく依存するしかなかった。これら官僚たちは、基本的に過去の軍事政権と金泳三政府以来ずっと持ち

(23) 金炯基（1999）参照。

(24) 大韓民国政府（1998）。

(25) 金均，朴スンソン（1998）。

(26) 英国および米国の新自由主義的労働政策とこれに対する労働運動の対応については、尹辰浩（1999）参照。

(27) 例えば、整理解雇をめぐる現代自動車のスト事態の時に政府による積極的な調停、仲裁努力がなされたが、実際に仲裁が成功して平和的に事態が解決された後で、金大中大統領自身がこれを「企業の労使関係に対する政府の不当な介入」とであると非難した事実はその代表的な例である。

つづけてきた保守性と親資本性をそのまま保持しているうえに、新たに新自由主義のイデオロギーまでも併せもっているため、改革政策の推進に対し決定的な躓きの石として作用している。こうした官僚たちの保守性と親資本性によって官僚集団と労使政委員会とは、基本的に摩擦、対立を避けられなかった。特に、財政経済部、金融監督委員会、企画予算委員会、など政府の経済関連部処は労使政委員会を構造調整に対する妨害物とみなしていたために、労使政委員会での協議や合意事項の履行にきわめて消極的であったし、ときには労使政委員会の存在自体を無視することもあった。労使政委員会の議決構造が全員合意制になっていたため、政府委員のうち誰か一人でも反対すれば各種の改革措置が水泡に帰すしかないことも問題点として作用した。

また労働政策をめぐるのは、政府内で強硬路線と穏健路線の対立がしばしば表面化した。現代自動車スト事態の処理をめぐる強・穏路線の対立、6.5労政合意事項の履行をめぐる対立、教員労組設立をめぐる対立、失業者の労組加入許容をめぐる対立、などはみな政府内のこうした対立が表面化した具体的な例であり、結果的に金大中政府の基本政策方向に対して混乱と矛盾、葛藤を惹起させる要因として作用した⁽²⁸⁾。

3. 使用者

労使政委員会のもう一つの主体である使用者たちは、これまでのところ、労使政委員会に対してきわめて消極的な姿勢で臨んでいる。前に指摘したように、韓国の経済危機をもたらした主要因のなかの一つが財閥の放漫な経営と族閥体制的企業所有支配構造であるということが広く認識されるにつれ、財閥をはじめとする使用者側の発言権はかつて大きく萎縮した。労使政委員会への参与も政府の要求によってきわめて受動的になされたものであった。しかし、経済危機克服のための構造調整過程で政府が徐々に財閥依存的になると財閥の発言権は再び強まる様相を見せた。

経済危機に対応して使用者たちは、労働市場の柔軟化という新自由主義的戦略を追求した。この点では政府と使用者側の認識は一致しているといえる。しかし、個別企業のレベルに下って見ると、使用者たちは単純な新自由主義的なイデオロギーを超えて、今回の経済危機を利用して労使関係における力の優位を占め、労働組合を弱体化せよという攻撃的戦略を用いている⁽²⁹⁾。すなわち無差別的な解雇、賃金引下げ、労組に対する圧迫、不当労働行為などが頻発しているのである。こうした点で使用者側は、基本的には過去の対立的、労組排除的労使関係に相変わらず未練を持っており、新しい労使関係のビジョンを示すことができずにいるといえる。

使用者側のこうした態度は、労使政委員会の円満な運営を困難にする要因として作用してきた。全員合意制の意思決定方式の下で、多くの議題が使用者側の拒否によって合意に至らずに自動否決されてしまい、そのため「労使政委員会で論議される事項は多いが、実際に合意される事項は極め

(28) こうした政府の態度を金基元(1999)は「右手では改革措置、左手では反改革措置」または「病気にさせて投薬する式の改革」であると表現している。

(29) *金炯基(1999)はこれを「市場専制主義」と呼んでいる。しかし個別企業レベルで行われているさまざまな労働抑圧の様相は、純粋な意味の市場専制主義というよりはむしろ過去の抑圧的労働統制政策に近いものであると思われる。

て少ない」という結果をもたらした。これは労働界の反発を呼ぶ原因になった。

4. 労働組合

労働組合もまた、その基本的構造の脆弱性と路線の混乱などによって、労使政委員会の運営を円滑に進められなくしている一つの要因になった。社会的合意主義が成功するためには、強力な産別労組と労働運動に友好的な政治勢力の存在などが必要である。しかし韓国の労働組合は、こうした条件が備わらないまま、その基本的構造面での脆弱性を免れずにいる。

1998年末現在、労働組合の組織率は約10パーセント線にとどまっているが、これは組織率がピークに達した1989年の23.4パーセントに比べると半分以下に落ちたことになる。このように低い組織率では、労使政委員会を通じてであれ、場外闘争を通じてであれ、労働運動が威力を発揮するのは極めて難しいといわざるをえない。のみならず、韓国の労働組合は日本と同様に基本的には企業別労組体制を取っているために、その組織的力量が分散的な特徴を持っている。社会的合意主義が成功するためには、強力な産別労組と全国組織を通じた意志の結集と合意事項の実行が必要だということを考えてとき、労働運動のこうした分散性は、社会的合意とその履行を困難にする要因として作用している⁽³⁰⁾。

企業別労組体制の下では、個別事業場での労使対立が直ちにナショナルセンターである韓国労総や民主労総の政策方向を揺るがす場合が多い。整理解雇など雇用不安に対する個別事業場での労働者の反射的、即自的な抵抗が何らの濾過装置もなく、そのままナショナルセンターの闘争的政策に反映されるために、労働運動のリーダーシップは労使政委員会への参加に大きな負担感を持たざるを得なかったのである。労使政委員会に参与する労働運動のリーダーシップはつねに不安定な状態を免れなかった。労使政委員会の機能もまた長期的な制度と政策の形成よりは、個別事業場で発生する労使対立を仲裁、解決することにいっそうの重点を置いたため、社会的合意機構としての本来の機能を果たすことができなかった。

労働運動の分散性はまた同時に、ナショナルセンターの政策力量の脆弱化をもたらした。労使政委員会で扱っている事項の包括性、複雑性にかんがみ、労働運動の政策力量もそれに応じて専門化、洗練化される必要があるが、実際には労働運動は人的、物的制約によって政策力量面で限界にぶち当たっている。その結果、労働運動が積極的、進取的に新しい対案を提起するよりも政府政策に対する反対(「整理解雇反対」、「構造調整反対」)にのみ重きを置いているかのような印象を与えることとなった。

労働運動全体が、韓国労総と民主労総に両分されている状況もまた労働運動を脆弱にさせる要因として作用した。両労総は、大部分の事案に対しては歩調を合わせたが、一部の事案(例えば医療保険統合問題)に対しては、組織利害が相違するにつれ、意見の違いを見せつけるようになった。こうした労働運動の分裂は、政府と使用者をして労働運動を軽視するようにする要因のひとつとして作用した。

労働運動の路線分裂もまた、きわめて深刻だ。民主労総内部でも一方では労使政委員会に参与し

(30) 尹辰浩(1998C)。

て制度、法律、政策を改革しようという主張があるかと思えば、他方ではゼネストや大衆闘争などの抵抗を通じて危機状況を正面突破しようとする主張する立場もあった⁽³¹⁾。前者は主としてナショナルセンターや産別連盟の一部労組幹部が主張した反面、後者は雇用不安にじかに直面している現場労働者たちと現場幹部たちが主として主張した。両派間の路線論争が熾烈に展開されるにつれ、民主労総は労使政委員会への参与と脱退を繰り返すことになった。民主労総のこうした路線混乱は、外部の非難を受けたばかりでなく、組織内部でも指導部と現場間の葛藤をもたらすことによって、指導力を損傷させ、組織内部の結集力を低下させる要因となった。

結局、以上で見たように労、使、政の各経済主体は、労使政委員会に対する基本的立場において主体相互間でかなりの対立と葛藤を見せたばかりでなく、各主体の内部でも少なからぬ内部対立、路線混乱、葛藤などを醸し出している。そうしたなかで複雑な政治力学関係によって勢力均衡が変る度に労使政委員会の運営は混乱を免れない様相を示した。

労使政委員会に対する評価

労使政委員会の位相と活動に対する評価は、大きく異なっている。労、使、政の三主体と学界は、各自の利害関係と理念、ビジョンによって労使政委員会の成果に対し、真っ向から相反する評価を下している。論争は新自由主義、社会的合意主義、急進主義の間で多様に展開されているが、これを争点中心に捉えるならば、大きく見て労使関係に対する国家の介入をめぐる論争と、労使政委員会への労働組合の参与如何をめぐる論争に分けることができる。以下では、これら論争を検討しながらそれを評価してみよう。

1. 労使関係への介入をめぐる論争

新自由主義的視角に立つ論者たちは、労使政委員会のような三者協議体制を、市場に対する利害集団の不当な干渉と捉え、これによって市場機能が歪曲されていると批判する⁽³²⁾。彼らの主張を整理すると次のようになる。

第1に、彼らはまず原理的に、社会的合意主義が市場を歪曲させる機能をしていると批判する。これらの論者たちは市場が持つ効率性を強調し、したがって市場に対する政府の介入は最小化されなければならないと主張する。政府の介入が、市場の機能を妨害することによって効率性を阻害するためである。こうした面から見ると、社会的合意主義は市場機能を歪曲し、構造調整を妨害、遅延させる役割をし、特に労働組合や使用者団体など特定利益集団に国家政策を左右する権力を提供することで、国民大衆の一般的利益に背馳する結果を生むという。特に現代自動車での整理解雇

(31) 民主労総内部で前者は「社会的合意主義」と、後者は「戦闘的組合主義」と分類される。両派間の論争については金裕善(1998)と盧重琦(1998a,b)および民主労総の機関紙である『労働と世界』を通じて展開された両者間の論争(1998.10.26.および11.23日付)参照。

(32) 朴徳濟(1998a)(1998b); 朴基成(1998)。

をめぐる紛争時に労使政委員会が介入し、整理解雇を抑制したことは、個別企業の労使関係に政府が介入する先例を作ったものだと批判した。

第2に、彼らは労使関係面でも、企業における労使関係の自律性が最大限保障されなければならないと主張し、労 - 使 - 政の中央団体による中央協約の試みは、結局、個別企業での労使関係を損なう結果をもたらすだけでなく、交渉費用を増加させると主張する。彼らは特に、社会的合意主義の下で解雇が不自由であり、かつ福祉制度が発達したヨーロッパが高い失業率に悩んでいる一方、それに対し市場の機能に依存し、解雇が自由であり、福祉制度が相対的に後れている米国の失業率が低い点を指摘して、社会的合意主義が国民経済に弊害をもたらしていると主張する。

第3に、彼らは特に、韓国社会で社会的合意主義が成功する可能性は、きわめて低いと主張する。韓国社会では、社会的合意主義の伝統が欠如しており、ヨーロッパに見られるような産別労組や社会民主党がないために、階級的利害を結集して労使団体が妥協することができる可能性は非常に低いという。また、かえって政治的判断による妥協によって重要な国民経済の課題が処理される可能性があり、こうしたやり方は国民経済全体の利益に背馳するものだと主張する。

第4に、彼らは世界的にも現在、社会的合意主義が後退していると指摘する。かつて社会的合意主義の伝統が強かったドイツやスウェーデンでも最近、労使政間の中央協約が解体されており、一時これを試みたイギリスでも社会的合意主義は失敗に終わった、と彼らは主張する。

したがって新自由主義論者たちは、労使政委員会を全面廃止するか、または労働部長官の非常設諮問機構として置くことが望ましいと主張する。また、そこで扱う課題も幅広い社会経済政策全般ではなく、労使関係に関する懸案の論議に限定すべきであると主張する。彼らはまた、労使政委員会が徹底して労使当事者の自律主義に立脚しなければならないと主張する。

しかし社会的合意主義に対する新自由主義者たちの批判は、きわめて一面的なものであると思われる。彼らは労使関係の自律性の原則が、資源配分の効率性をもたらす側面を強調するが、それがもう一つの重要な目標である公正性も保障するものであるかどうかについては口を閉ざしている。彼らは労働力を徹底して一つの商品としてのみ認識しており、したがって他の一般的な商品と何ら異なるものとして扱っている。しかし労働市場は一般的商品市場とは異なり、きわめて特殊な性格の市場である。雇用契約は対等な個人間の契約ではなく、会社という組織と個別労働者との間の契約という不平等な形態を取る。雇用契約は単純な経済的交換ではなく、賃金という代価を受ける代わりに個人が組織の権威、統制に従属することを約束する契約である。個別労働者は資本にその生計を依存するが、資本は個別労働者に依存しはしない。結果的に労働市場で労働は脆弱で非組織的であり、資本に従属するしかないのである。このように市場体制は、間接的統制を通じて労働者を従属させ、その結果労働市場での不平等が引き起こされるのである⁽³³⁾。社会的合意主義はまさに、こうした資本主義的労働市場で発生している根源的不平等を社会集団間の交渉と合意によって補完しようとする試みなのである。

新自由主義者たちが主張している柔軟化は、市場の強制力によって柔軟化を達成しようといういわゆる「市場的柔軟化」一辺倒である点で問題がある。「市場的柔軟化」は大量解雇と臨時労働者

(33) Salamon (1987)。

の大量導入、賃金の最大限の削減、そして労働組合機能の最大限の弱化などによって労働市場で企業利潤のために最大限に有利な条件を作り出すことで、企業の蓄積条件を回復しようとする試みであると解釈することができる。しかしこうした「市場的柔軟化」は、結局、大量失業と大量貧困、労働市場の二重構造化、雇用関係の不安定化、そしてこれらに伴う労使関係の悪化をもたらすことになるだろう。

社会的合意主義が効率性の障害をもたらすという新自由主義者たちの主張もまた、受け入れ難いものである。市場に依存する雇用契約は過度の取引費用によってかえって非効率になるという点は、多くの学者が指摘しているとおりである。中央集中式の交渉構造は労働市場での市場の失敗を克服する手段となりうるので、むしろ国民経済の成果に役立つのである。統一的な全国交渉は労使間の紛争を除去するのに有利なのでストライキ頻度を減らすことができるし、交渉費用を減らすことができる。また、労働組合の連帯主義的賃金政策によって賃金格差をなくすと同時に、斜陽産業の効率的産業への資源転換を促し、マクロ経済の安定に寄与するなどさまざまな利点がある⁽³⁴⁾。実証的に見ても交渉構造が集中化されるほど所得不平等が減少する関係がはっきりと証明されている反面、失業率、インフレ率、実質所得増加率、などマクロ経済変数は交渉構造の集中化とほとんど何の関係もないということが証明されている⁽³⁵⁾。

公正性の危機はまた効率性の危機に連結する、という点も新自由主義者たちが見過している部分である。市場の力に依存する一方的な柔軟化は、失業者をはじめ労働者の反発をもたらし、社会的、政治的不安に連結する可能性が大きい。1997年の労働法改正をめぐる過程で経験したように、韓国社会が果たしてこうした労働者をはじめとする国民大衆の反発を抑えつけて経済的、社会的、政治的不安を乗り切るだけの能力があるかどうかについては疑問なしとしない。たとえ労働者たちの反発を抑えて「市場的柔軟化」を達成したとしても、その過程で生じるとてつもない混乱によって現在の危機の克服がいつそう遅れることになる可能性が大きい。

したがって新自由主義者たちが主張する市場の力による柔軟化は、望ましくもなければ可能でもない選択だと思われる。

2. 労使政委員会への労働組合の参与をめぐる論争

急進論的視角を持った論者たちもまた、労使政委員会に対して批判している⁽³⁶⁾。彼らは労使政委員会を基本的に、政府が新自由主義的な構造調整過程で労働運動の反発をかわすために構成した労働統制機構の一つとして捉えている。彼らの主張を要約すれば次のようになる。

第1に、彼らのうち一部の論者たちは、社会的合意主義の原理それ自体に対し批判的視角を持っている。彼らは社会的合意主義を現代資本主義の体制内で、国家と資本が労働階級を懐柔し、統制するために発展させた高度の組織的手段であると見なしている。すなわち社会的合意主義を通じて労組指導者たちに国家政策の形成、施行過程への制限的参与を許す代わりに、労働運動が階級闘争

⁽³⁴⁾ Rowthorn (1992) ; Soskice (1990) ; Jackman et al. (1990) ; 尹辰浩 (1998) など参照。

⁽³⁵⁾ OECD (1997) ; Teulings and Hartog (1998) ; 尹辰浩 (1998c) 。

⁽³⁶⁾ 盧重琦 (1998a) ; 金相坤 (1998) ; 金世均 (1998) 。

を放棄して国家に協力するよう要求し、さらには労組指導部が賃金引き上げなど労働者の要求を抑制する役割すら引き受けるようにさせるというものである⁽³⁷⁾。したがって社会的合意主義を通じて労働階級が期待できる実益は、きわめて小さく、しかも先進資本主義国家が危機に陥った1970年代中盤以降は、そのわずかな実益すらも国家によって否認されていると彼らは見ている。何よりも社会的合意主義は、資本主義体制下で他の対案的モデルを模索すること自体を不可能にさせたり、難しくする点が決定的な限界だと彼らは主張する。このように労働階級が社会的合意主義を通じて得る実益は小さく、逆に社会的合意主義がもたらす弊害が大きいと、労働階級はこれを拒否するか最小限の意義しか認めてはならないと彼らは主張する。

第2に、たとえ社会的合意主義の意義を認めたとしても、韓国社会では西欧社会のような社会的合意主義のモデルが成立しうる前提条件が欠如しているか、ないしは不十分な状態にあるために、モデル自体の成功可能性が低く、労働階級に不利な結果をもたらすだけだと急進論者たちは主張する。周知のごとく、西欧で社会的合意主義が成立した背景には強力な産別労組、そして労働運動と密接な関係を持った政党（主として社会民主党）が存在していたという点が重要な役割を果たした⁽³⁸⁾。これに比べて韓国社会では、労組の組織率がきわめて低く、企業別労組体制によってその力量が分散されており、労働運動が韓国労総と民主労総に分裂しており、労働運動を政治的に支える政党がない、など社会的合意主義体制のための土台が皆無だということである⁽³⁹⁾。したがって現在の労使政委員会は、西欧の社会的合意主義とは形式的枠組みが似ているだけで、内容的にはまったく異なるものであり、新自由主義的な労働統制戦略の実行機構に過ぎないという。彼らは実際に労使政委員会の政府内部での位相が低く、合意事項がともに履行されていない事実を指摘して、これこそ労使政委員会が持つこうした根本的限界から生じたものであり、政府は労使政委員会の合意を守る意思がほとんどないと見ている。

第3に、労働運動の側面で見ても労使政委員会への参与は、労働運動に利得よりは害悪をより多く及ぼすものと彼らは見ている。労働組合指導部が労使政委員会に参与し、資本 / 国家との上層交渉に重点を置くようになることで、現場で起こっている整理解雇などを防ぐことができず大衆闘争を封鎖する役割を果たすばかりでなく、さらには労組指導部と現場労働者間の葛藤を惹起することで労働運動を弱体化させる結果をもたらすと彼らは批判する。労働組合が労使政委員会を脱退し政府および資本との正面闘争に進む場合、たとえ短期的には労働運動および労働組合員が被害を負うことになるにしても、これを通じて組合の階級性と闘争性を保存し、強化させることで長期的には労働運動により利益になると彼らは主張する。またこのように資本 / 国家と正面闘争を行うとき、はじめて資本 / 国家も労働運動に対し、より妥協的な対案を提示することを迫られるだろうと彼らは見ている。

第4に、これまで労使政委員会が生み出した成果についても、その大部分が労働運動の利益と背馳するものであるか、労使政委員会がなくてもいずれ国家の必要によって導入されたであろう政策

(37) Panitch (1979). 金秀鎮 (1992) から再引用。

(38) Meier, C. (1984).

(39) 金秀鎮 (1992) ; 盧重琦 (1998b)。

でしかないと彼らは主張している。西欧の社会的合意主義では社会的合意の主要内容が、成長、物価などマクロ経済政策であった反面、韓国の労使政委員会では労働市場の柔軟化、構造調整など新自由主義的政策を扱っており、それも政府が一方向的に政策樹立、施行を終えた後で労使政委員会がその後遺症を收拾する役割だけをしているに過ぎないと彼らは見ている（いわゆる「消防水論」「清掃夫論」）。結局、労使政委員会は、形式は社会的合意主義形態を取りながら、内容は新自由主義的経済政策を支持するという意味で「形式と内容が奇妙な乖離」⁽⁴⁰⁾を見せており、単に新自由主義的政策の引き立て役（「引き立て役論」）をしたに過ぎなかったとしている。

こうした批判に基づき彼らは、労使政委員会の解体あるいは刷新を主張している。すなわち法律的根拠を持つ労使政委員会の常設化と、国政全般に対する論議および合意、そして合意の実行保障メカニズム導入などを主張する。しかし彼らはこうした労使政委員会の位相強化方案が実際に実現されるのは難しいと見ており⁽⁴¹⁾、また、たとえ実現したとしても労働運動が労使政委員会に大きな意味を置いてはならないと主張する。

急進論者たちの批判は、社会的合意主義に対する原則論的批判と労使政委員会への労働組合の参与に対する戦術論的批判に分けることができる。まず社会的合意主義に対する原則論的批判は、その根底にイデオロギー的背景を敷き詰めている。すなわち、彼らは資本主義体制自体に対する問題提起と対案的な社会に対する展望を前提として、資本主義内のすべての形態の階級妥協体制に対して批判しているのである。したがって労働運動の課題もまた基本的に脱資本主義のための政治的大衆動員にあるという立場から、社会的合意主義はこうした労働運動の階級性を阻害するものと見なししている⁽⁴²⁾。

しかしこうした急進論者たちの主張は、一面的だと思われる。資本主義社会内の労働組合は、基本的に大衆組織という性格を持つものである。したがってこれは資本主義内での労働者の政治、経済、社会的利益を擁護、増進することを基本的任務としている。労働組合運動が、ややもすると目前の利害関係に埋没して長期的な社会経済展望を忘れてしまうことに対する警告は正当なものであるにしても、ここからさらに一歩進んで資本主義社会内で労働組合運動がもつ複合性を無視し、労働運動の階級性だけを一面的に強調する場合、これは結局少数派運動に転落し、労働運動全体を後退させる結果を生む恐れがあるという事実を、われわれは先進資本主義諸国の労働組合運動の歴史から学ばなければならない⁽⁴³⁾。

労働組合運動が労働者の政治、経済、社会的利益を擁護、増進させるためには、交渉と闘争を適切に並行させなければならないというのは当然のことだ。交渉と闘争をどのように適切に配置すべきかは、主・客観的情勢判断に伴う戦術上の問題であるに過ぎない。交渉にのみ依存してはならないが、交渉を恐れてもならない。労働運動が資本との産別交渉、産別協約体制を強力に主張するのと同じ脈絡で、労働組合が国家の重要な経済社会政策の決定過程と施行過程に参与、介入すること

(40) 盧重琦（1998b）。

(41) 李庭植（1998）。

(42) 金世均（1998）。

(43) 80年代はじめのイギリスの戦闘的労働組合については尹辰浩（1999）参照。

で、労働の利益を守ろうとする社会的交渉・合意体制は、資本主義社会内の労働運動が追求すべき重要な目標の一つである。

もちろん社会的合意主義に対する多くの批判論者が指摘しているように、資本主義社会内の階級ヘゲモニーを掌握している資本、国家との交渉が、真の意味での民主的コーポラティズムとして現れることは決して容易ではない。スウェーデン、ドイツのようにかなり進んだコーポラティズム国家においても経済的状况によってコーポラティズムが崩壊し、新自由主義的政策が強行されるなど民主的コーポラティズムがきわめて不安定な体制であるということはよく知られているとおりである⁽⁴⁴⁾。しかしこうした社会的合意主義の不安定性にもかかわらず、先進国で社会的合意主義の試みが繰り返し現れていることは、結局、階級間の力関係がある程度均衡をなしている状況の下では、一つの階級が他の階級を完全に圧倒する状況(市場を通じた資本の支配であれ、変革を通じた労働の支配であれ)が不可能であるという現実的認識に基づくものであると思う。いずれにせよ社会的合意主義という階級妥協体制は、労働、資本どちらの側から見ても「次善の選択」なのである。なぜ最善の選択を捨てて次善の選択をするのかという不満は、右翼からも左翼からも当然出されるであろう。しかしこの場合「最善の選択」が果たして可能な対案であるのかどうか冷静な客観的検討が必要であろう。

社会的合意主義は資本主義社会内の階級間の妥協体制ではあるが、それと同時にそうした妥協が階級間の交渉と闘争を通じて帰結されるという意味では、階級葛藤体制でもある。階級間妥協の結果がどの階級の利益により大きく傾くかということは、事前的に決定されることではなく、まさにこうした交渉と闘争過程で階級間の勢力関係によって決定されるというべきであろう。したがって社会的合意主義を一方向的に資本/国家の利益が貫徹される構造と見ることは、事態を単純化しすぎているだけでなく、労働運動が持つ主体性を無視したものであるというべきである。実際にコーポラティズムは、国家の強力な指導力の下に社会勢力が統合される国家主導的コーポラティズムから、相対的に自由な利害集団の自由な参与に基づく民主的コーポラティズムに至るまで、多様な形態とそれに伴う多様な結果がもたらされており、したがってこれを単一の色合いに彩色することは無理な理論化であるといえる⁽⁴⁵⁾。

コーポラティズムの体制は、労働運動に対し肯定的効果をもたらす可能性は十分にある。これは多様で分散化した労働運動を統合する手段になり得るし、組織率の空白を埋める手段にもなり得る。これは労働運動の政治的進出のための通路になることができるし、国家政策への影響力行使を通じて経済、労働、社会福祉政策などさまざまな分野で社会プログラムを組織し、実行する手段になることもできる。一言でいって資本主義下で労働運動の影響力を増大させることができる有力な手段をコーポラティズムは提供してくれるものなのである⁽⁴⁶⁾。

社会的合意主義に対する評価は、そのまま直ちに現在の労使政委員会の正当性に対する評価を意味するものではない。批判論者たちが正しく指摘しているように、現在韓国の労使政委員会は、西

(44) 金秀鎮(1992)。

(45) Wierda(1997)。

(46) Wierda(1997)。

欧の社会的合意主義が持っていたような条件を備えることができず、したがって形態上の類似性にもかかわらず、実際の内容と成果はまったく異なるからである。労使政委員会が持つこうした限界に対し十分に考慮できずにいるのが、労使政委員会擁護論⁽⁴⁷⁾の限界だと見ることができる。そうした面で労使政委員会に対する急進論者たちの批判は一定の正当性をもっている。

しかしその一方で、西欧で見られるようなすべての条件を備えなければ社会的合意主義は無意味だと考えるのも、あまりにも硬直した考え方だといわなければならない。歴史においては時には飛躍ということもあるし、省略ということもありうるものであり、発展順序の前後関係が入れ替わるということもありうるのである。産別労組が組織され、労働運動に友好的な政党が存在するなど社会的合意主義の発展に必要な要素がいま韓国に欠如しているのは事実であるが、逆に国家、資本との交渉と闘争を通じてそうした条件を創出するのに有利な法律、制度、政策を作り出すことによって、真の意味での社会的合意主義を導き出すこともできるはずである。

特に現在の韓国のように経済危機にあって労働運動の主・客観的状况がきわめて困難で権力資源が貧弱な状況の下では、労働の利益を守るための法律、制度、政策の樹立を通じて労働運動の脆弱性を補おうとする努力は重要な意味を持つ。そうした法律、制度、政策の樹立のためには、労働運動は必然的に資本、国家との交渉に立ち向かわざるを得ないのであり、そうした意味で労使政委員会は意味ある戦術的手段を提供してくれるものなのである。

労使政委員会が、新自由主義的政策を合理化する手段に過ぎないとすれば、なぜ新自由主義者たちが労使政委員会の解体を主張しているのか、そして経済官僚たちが労使政委員会の機能停止を密かに喜んでいるのかを理解することはできないだろう。労使政委員会が機能停止状態になったなかで推し進められている一方的構造調整によって、結局被害を受けるのは労働者大衆であるという事実をわれわれは直視しなければならないのである。

労使政委員会は一方では、資本と国家が労働運動を体制内にひき入れるために設置した装置ではあるが、もう一方では、国家政策への参与を要求する労働運動の力によって構成されたという側面も無視することはできない。したがって労働運動としては、労使政委員会が持つこうした複合性を十分に認識し、労働運動の主体的力量を強化することによって、真の意味での社会的合意主義を実現できる機構へと労使政委員会が脱皮できるように努力すべきであろう。

結 論

韓国は長い間、対立的な労使関係と権威主義的労働政策を維持してきた。社会階級間の対話と妥協を通じて新しい労使関係と労働政策を作り出していこうとする労使政委員会の試みは、そうした意味で韓国労使関係の新たな実験であり、さらには国家主導的性格が強いアジアの労使関係全体に対しても意味深長な示唆を与えるものであるといえよう。

労使政委員会は発足以来、IMF危機克服に大きく寄与したばかりでなく、さらには長い間労働界の宿願となってきた教員労組の合法化や労働組合の政治参与許容など民主的労使関係の制度化にも

(47) 崔榮基 (1998a,b,c) ; 韓相震 (1998)。

合意するなど相当な成果を挙げた。

しかし労使政委員会の運営が順調であったとばかりはいえない。IMF管理体制という状況に基本的に規定されながら、政府と資本によって推進される新自由主義的な労働市場改革とこれに反発する労働階級との間の衝突が継続するなかで、労使政委員会も対立と跋行を繰り返してきた。ついに1998年末からは、一方的構造調整と合意事項の未履行に反発した労働界側の出席拒否、脱退で労使政委員会は機能停止状態に陥ってしまった。

労使政委員会の性格に対する評価も相当にかけはなれたものになっている。新自由主義論者たちは労使政委員会を、市場に対する政府の不当な干渉であり、市場機能を歪曲し、構造調整を妨害するものであると批判してその撤廃を主張している。反面、急進論者たちは、労使政委員会が構造調整過程で労働者たちの反発を防ぐための、政府の必要によって構成されたもののだとして、新自由主義的労働統制機構に過ぎないと批判し、労働界はこれを脱退し全面闘争に立ち向かわなければならないと主張している。

われわれはこうした両者の主張は、いずれも一面的であるとする。労使政委員会は「新自由主義的労働統制機構」という側面と「経済民主主義的参加機構」という側面の両方を持っている複合的性格の機構であり、すでにそのなかで階級間の葛藤、闘争、交渉、合意が行われる場であるという総体性を認識しなければならない⁽⁴⁸⁾。こうした両側面のうち、もちろん前者の側面がより優勢になっているのは事実だが、これは経済主体の勢力関係と戦略選択そして外部情勢の変化などによって変化する流動的なものであって、労使政委員会の運命がはじめから決定されていると見るべきではない。

したがって問題は、労使政委員会を本来的な意味での社会的合意機構として位置付けるために、どのような条件が必要であり、どのような戦略が立てられなければならないかということに帰結する。すでに見たように社会的合意機構が成功するための諸条件はよく知られている。

第1に、労使政委員会の制度化、法制化を通じた位相強化が必要である。現在のように大統領の諮問機構に過ぎないあいまいな性格では、労使政委員会が本来の機能を発揮しにくいばかりか、経済主体の戦略選択（特に政府の戦略選択）によってはその存在自体が消え去る危険もある不安定性を抜け出すことができない。今回ようやく労使政委員会法が国会を通過したとはいえ、その基本的性格は依然として抽象的で合意事項の履行装置も脆弱なままに残されている。したがって今後労使政委員会が社会的合意機構として、社会内で安定的地位を保つことができるようにこれを制度化し、合意事項の強制的履行装置を作る必要がある。

第2に、労使政委員会に参与する経済主体間の対等な勢力均衡と、社会的合意主義にふさわしい意思決定の集中性が必要である。特に現在のように労働運動が企業別労組として分散しており、ナショナルセンターが分裂している状況の中では社会的合意へ到達するための意思結集と合意事項の下部への履行強制が困難である。したがって産別労組の建設と産別交渉体制への転換のための制度的、政策的支援がなされなければならない。また労働組合の政策力量も強化されなければならないだろう。さらに韓国労総と民主労総の大統合を通じた単一ナショナルセンターが誕生するならば、

(48) 金炯基（1999）。

社会的合意主義を成功させるうえで大きな力として作用することになるであろう。

第3に、社会的合意主義に友好的な政治勢力の結集が必要である。韓国の政治勢力は基本的に地域主義に埋没しており、政党内部の民主主義が確立されないまま過度に政党指導者個人の意思によって党政策が左右される前近代的構造を持っている。こうした状況のなかでは階級間の利害妥協を根本とする社会的合意主義が成功することは難しい。したがって短期的には現在の既存政党が労使政委員会ともっと密接な関係を持ってこれを支援することができるようにする方案を作り出さなければならないし、中長期的には改革的政治勢力の総結集を通じて社会的合意を主導、支援できるようにしなければならないであろう。

現在韓国の労使関係は重大な岐路に立っている。果たして過去の権威主義的労働政策と対立的労使関係に戻ってしまうのか、さもなければ参与と協力に基づく新しい民主的労使関係と参与的労働政策という新たなモデルを作り出すことができるのか、を分ける岐路に立っているのである。これは労使政委員会が成功するかどうか、という形で示されることになる。

現在のところ、果たして韓国の労使関係が新たなモデルを作り出すことができるかどうかは、きわめて不透明な状況であり、将来の見通しは暗いとする見解も多い。しかし労使政委員会の運命、そしてさらには韓国労使関係の運命が前もって決められているわけではなく、内外諸情勢と各経済主体の戦略選択によっていくらかでも変化しうる複合的で流動的な性格を持っている。したがって労働運動としては、以上の点に照らし、安易に失望するよりは、冷厳な現実を直視して主体形成の視点から主体力量を強化することで労使政委員会の成功に有利な条件を作り出すように努力しなければならないだろう。

歴史の進歩は直線的なものではない。しかし紆余曲折を経ながらも結局歴史は一步步進歩するという確信をわれわれは持っている。そうした意味でわれわれは労使政委員会に小さな希望を見るのである。それは歴史発展の、小さいけれども、しかし意味のある進歩だと思うからである。

参考文献

- 金均、パク・スンソン（1998）、「金大中政府の経済政策と新自由主義」、李炳天、金均（編）（1998）。
- 金基元（1999）、「IMF事態以後の財閥の構造調整」、ソウル社会経済研究所。
- 金東春（1998）、「新政府の労働政策展望」、『労働社会』、第20号、韓国労働社会研究所。
- 金相坤（1998）、「社会的合意主義と労使政委員会」、『民主労働と対案』、第14号、労働組合企業経営研究所。
- 金尚祚（1998a）、「金融産業発展対策委員会 成果と今後の課題」労使政委員会（1998e）。
- 金尚祚（1998b）、「経済改革小委員会 成果、懸案、計画」、労使政委員会（1998e）。
- 金尚祚（1999）、「IMF管理体制下の金融構造調整」、ソウル社会経済研究所（1999）。
- 金世均（1998）、「労働階級の脱階級化、脱政治化のための最近の試図に対する批判」、『現場から未来を』（1998.10）、韓国労働理論政策研究所。
- 金素英（1998）、「労使関係小委員会 推進成果および懸案と今後の運営計画」、労使政委員会（1998e）。
- 金秀鎮（1992）、「民主的コーポラティズムに関する批判的考察」、『社会批評』、第8号、ナナム。
- 金裕善（1998）、「民主労組運動の革新のための提言」、『労働社会』、第26号、韓国労働社会研究所。
- 金ジュン（1998）、「メキシコ通貨危機と労働市場、労使関係」、『労働社会』、第21号、韓国労働社会研究所。
- 金炯基（1999）、「金大中政府の労働政策：評価と展望」、ソウル社会経済研究所（1999）。
- 金炯基（1998）、「労使政委員会に対する批評と提言」、『労使政委員会実務関連者ワークショップ』労使政委員

- 会（1998.12）。
- 労使政委員会（1998）,「委員会活動現況」,内部資料,各号。
- 労使政委員会（1998a）,『委員会活動資料』,1998.2。
- 労使政委員会（1998b）,『合意事項履行現況』,1998.9。
- 労使政委員会（1998c）,『役割強化および位相定立のためのワークショップ』,1998.10。
- 労使政委員会（1998d）,『1998労使政委員会活動現況』,1998.12。
- 労使政委員会（1998e）,『労使政委員会運営関係者ワークショップ』,1998.12。
- 労使政委員会（1998f）,『労使政委員会実務関連者ワークショップ』,1998.12。
- 労使政委員会（1999）,「労使政協力体制1年の成果と今後の課題」,内部資料,1999.1。
- 盧重琦（1998a）,「金大中政権の労働政策と労働政治」,『IMF体制下の情勢展望と民主労総の対応方向』,全国民主労働組合総連盟。
- 盧重琦（1998b）,「金大中政府の労働政策と労働政治」,李炳天,金均（編）（1998）。
- 大韓民国政府（1998）,『国民とともに明日をひらく：‘国民の政府’の経済青写真』。
- 朴基成（1998）,「労働政策における自由裁量と原則：労使政委員会を中心に」,『労働経済論集』,第21巻2号,韓国労働経済学会。
- 朴徳濟（1998a）,「労使関係改革の方向」,『労働経済論集』,第21巻第1号,韓国労働経済学会。
- 朴徳濟（1998b）,「労使政委員会の問題点と改善方向」,韓国労働経済学会秋季政策討論会発表文。
- 三満照敏（1998）,「労働法制の過去と現在 労使関係改革委員会での争点事項を中心に」,法政大学大原社会問題研究所（編）,『現代の韓国労使関係』,御茶の水書房。
- ソウル社会経済研究所（1999）,『IMF管理後1年間の経済政策 評価と課題』。
- 宣翰承（1992）,『社会的合意主義研究』,韓国労働研究院。
- ヤン・ワンシク（1998）,「公共部門構造調整特別委員会 評価と活動方向」,労使政委員会（1998e）。
- 尹辰浩（1998a）,「IMF時代の労働市場と雇用危機の克服方案」,『黄海文化』,第18号,1998.3。
- 尹辰浩（1998b）,「韓国社会の失業問題と対策」,李炳天,金均（編）（1998）。
- 尹辰浩（1998c）,『労働組合組織体系の動向と政策課題』,韓国労働研究院。
- 尹辰浩（1998d）,「IMF時代の労働市場と雇用危機」,『Korea Focus』,韓国国際交流財団（日本語）。
- 尹辰浩（1999）,「韓国労使関係の新たな実験：労使政委員会の成果とその評価」,SIES Working Paper Series, No.96。
- イ・ミョンホ（1998）,「不当労働行為特別委員会 活動実績および‘99年度活動計画（案）」,労使政委員会（1998e）。
- 李炳天,金均（編）（1998）,『危機,そして大転換 新たな韓国経済のパラダイムを求めて』,タンデ。
- 李秉勲（1998a）,「労使政委員会の活動評価と今後の展望」,『労働社会』,第26号,韓国労働社会研究所。
- 李秉勲（1998b）,「1999年労使関係展望」,『労働社会』,第28号,韓国労働社会研究所。
- 李秉勲,ユ・ボムサン（1998）,「韓国労働政治の新たな実験：労使関係改革委員会と労使政委員会に対する比較評価」,批判社会学大会発表論文。
- 李元甫（1999）,「労働運動,98年決算と99年の方向」,『労働社会』,第29号,韓国労働社会研究所。
- 李庭植（1998）,「労使政委員会の位相と課題」,『金属労連労報』,第157号。
- イ・ジョンヒ（1998）,「労使政委員会：出帆から合意まで」,『労働社会』,第20号,韓国労働社会研究所。
- イ・チュンニョル（1998）,「社会保障小委員会 活動報告書」,労使政委員会（1998e）。
- 趙俊模（1998）,「雇用失業対策’98評価と’99運営方案」,労使政委員会（1998e）。
- チョン・チャンス（1998）,「労使政委員会の評価と民主労組運動の展望」,『連帯と実践』,1998.4。
- 崔榮基（1998a）,「労使政委員会’98年度評価と’99年度運営方向」,労使政委員会（1998e）。

- 崔榮基 (1998b), 「新労使文化の創出」, 労使政委員会 (1998c)。
- 崔榮基 (1998c), 「労使政委員会に対する評価」, 進歩学者懇談会発表文, 1998.11。
- 崔榮基 (1998d), 「未来の労使関係と労使政委員会」, 『労働経済論集』第21巻第2号, 韓国労働経済学会。
- 韓相震 (1998), 「第2の建国に伴う労使政委員会の役割」, 労使政委員会 (1998c)。
- Crotty J.(1998), "Korean Economic Crisis IMF," 『韓国社会経済学会 第17回定期学術大会論文集』韓国社会経済学会, 1998. 3。
- Frenkel, S. J. and D. Peetz(1998), "Globalization and Industrial Relation in East Asia: A Three-Country Comparison," *Industrial Relations*, Vol.37, No.3(July 1998).
- Jackman, R. et al.(1990), "Labor Market Policies and Unemployment in the OECD," *Economic Policy*, No.5.
- Korea International Labour Foundation(1998a), *Labor Reform in Korea toward the 21st Century*.
- Korea International Labour Foundaton(1998b), *Handbook of the Social Agreement and New Labor Laws of Korea*.
- Lee, C. H.(1998), "New Unionism and the Transformation of the Korean Industrial Relations System," *Economic and Industrial Democracy*, Vol.19, No.2(May 1998).
- Lee, J. H(1998), "Micro-Corporatism in South Korea: A Comparative Analysis of Enterprise-Level Industrial Relations," *Economic and Industrial Democracy*, Vol.19 No.3(August 1998).
- Meier, C.(1984), "Preconditions for Corporatism," in J. H. Goldthorpe, *Order and Conflict in Cotemporary Capitalism*, Clarendon Press.
- OECD(1997), "Economic Performance and the Structure of Collective Bargaining," in OECD, *Employment Outlook*, July.
- Panitch, L.(1979), "The Development of Corporatism in Liberal Democracies," in P. C. Schmitter and G. Lehnbruch(eds.), *Trends Toward Corporatist Intermediation*, Sage.
- Pekkarinen, J., et al.(eds.)(1992), *Social Corporatism: A Superior Economic System?*, Clarendon Press.
- Rowthorn, R. E.(1992), "Corporatism and Labor Market Performance," in Pekkarinenn et al.(1992).
- Salamon, M.(1987), *Industrial Relations: Theory and Practice*, Prentice hall, 1987.
- Soskice, D.(1990), "Wage Determination: The Changing Role of Institutions in Advanced Industrial Countries," *Oxford Review of Economic Policy*, No.6.
- Teulings, C. and J. Hartog(1998), *Corporatism or Competition? Labour Contracts, Institutions and Wage Structures in International Comparison*, Cambridge University Press.
- Therborn, G.(1992), "Lessons from 'Corporatist Theorizations,'" in J. Pekkarinen, et al.(1992)
- Wierda, H. J.(1997), *Corporatism and Comparative Politics: The Other Great "Ism"*, M. E. Sharpe.
- Yoon, J. H., "IMF Bailout and Employment Crisis: the Labour Response," internet documents in the KCTU homepage(<http://www.kctu.org>).
- インターネットホームページ
- 労使政委員会 (<http://www.koilaf.org/cgi-local/>) .
- 全国金属産業労働組合聯盟 (<http://kmwf.or.kr>) .
- 全国民主労働組合總聯盟 (民主勞總) (<http://www.kctu.org>) .
- 韓國對外經濟政策研究院 (KIEP) (<http://kiep.go.kr>)
- 韓國労働社會研究所 (<http://bora.dacom.co.kr/~klsi/>) .
- 韓國労働理論政策研究所 (<http://members.iworld.net/labor95/>) .

(ユン・ジホン 仁荷大学校経済通商学部教授)

(キム・ウォンジュン 新潟産業大学人文学部教授)